

## 一部ユニット型特別養護老人ホーム等の取扱いについて

特別養護老人ホームの待機者（入所申込者）は、全国で約42万人に上っており、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備は喫緊の課題となっている。

このような中、厚生労働省は平成26年度までに特別養護老人ホームの全定員の70%を個室と共同生活室からなる「ユニット型」にする目標を掲げ、平成15年度以降に多床室型の「従来型」と「ユニット型」を併設した施設を新設した場合には、「一部ユニット型」とは認めず、「ユニット型」部分も含め全てを介護報酬の安い「従来型」として算定するとの解釈が示されたところである。

しかし、待機者の解消をはじめ低所得者の負担軽減や高齢者の多様なニーズに的確に対応するためには、地方の実情に応じた施設整備・施設運営が必要不可欠であることから、下記の点について強く要請する。

### 記

- 1 特別養護老人ホームの従来型整備やユニット型を併設した施設整備については、地方の判断による柔軟な対応ができるようにすること。

そのため、従来型とユニット型を併設した特別養護老人ホームにおける介護報酬については、一部ユニット型施設としてユニット型部分にユニットケアを評価した報酬額を適用すること。

- 2 介護老人保健施設においても同様の取扱いとすること。

平成22年7月29日

全国知事会